

債権総論1

第5回 債権・債務の種類その2 金銭債権・債務

明治学院大学法学部教授
加賀山茂

- 六法とノートを用意してください。
 - 条文が出てきたら必ず六法で確かめましょう。
 - 疑問点は、ノートに書きとめ、理解できたら、メモを追加しましょう。
 - そのノートがあれば、定期試験の準備がとて楽になります。
 - しかも、そのノートは、あなたの一生の宝になることでしょう。

債権総論1 目次 → [総論体系図](#)

■ 債権の目的

- 債権・債務の目的と目的物
 - 債権とは何か
 - 物とは何か, 民法85条の立法理由
 - 債権の目的と債権の目的物の区別
- 債務の種類
 - 種類債権と特定物債権とタール事件
 - [金銭債権と貨幣, 電子マネー, クレジットカード決済, 預金通貨, 利息債権](#)
 - 選択債権と選択債務
 - 結果債務と手段の債務の立証責任

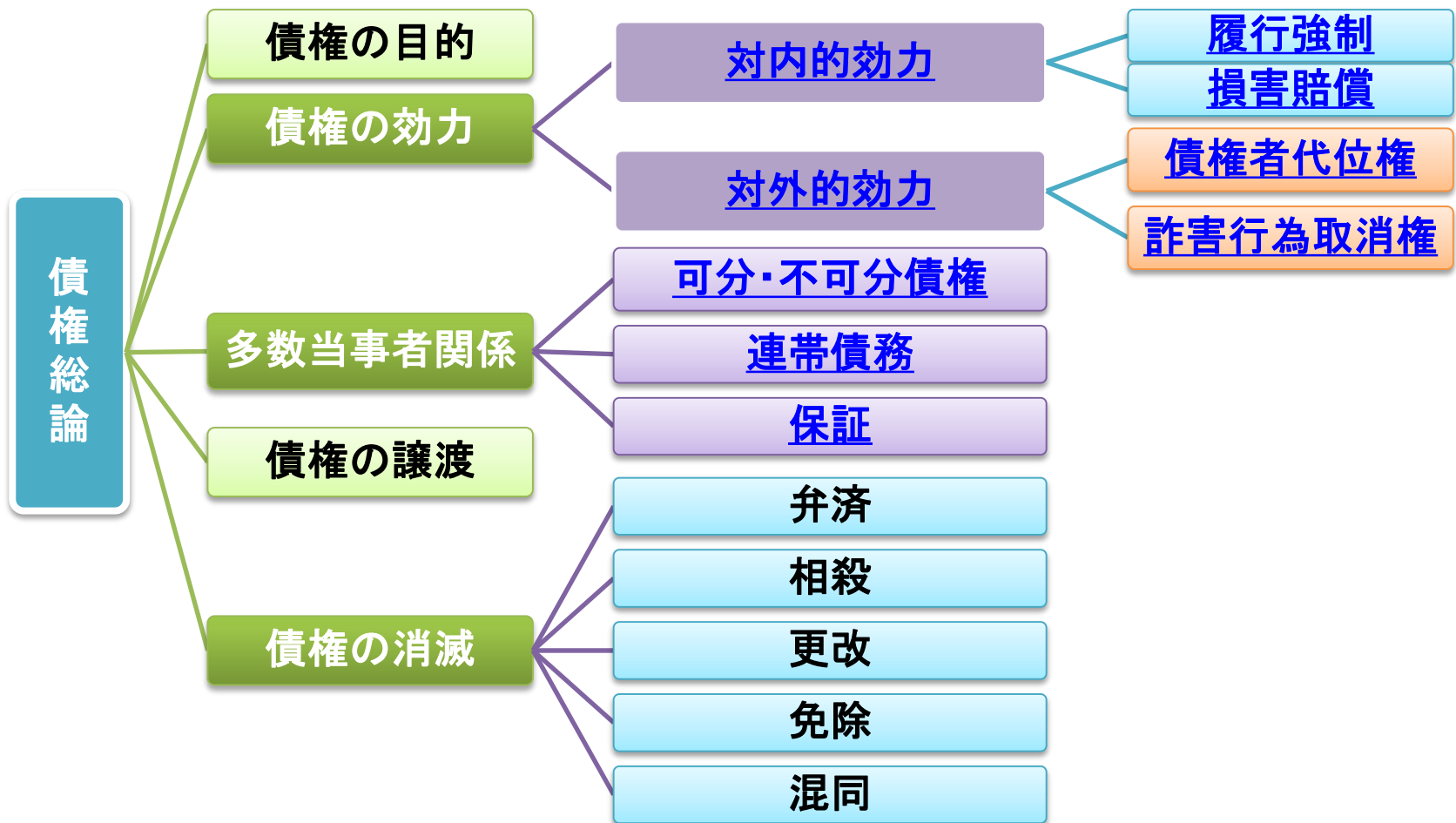
■ 債務の対内的効力

- 債務の不履行
 - 三分説と二分説
- 債務不履行の救済
 - 履行の強制と民事執行法
 - タール事件と危険負担・契約の解除
 - 損害賠償
 - 帰責事由と予見可能性
 - 事実的因果関係と相当因果関係
 - 損害額の算定と差額説
 - 契約自由と損害賠償額の予定

■ 債務の対外的効力

- 債権者代位権
 - 債権者代位権と債権差押え
 - 直接訴権
 - 債権者代位権の転用
- 詐害行為取消権
 - 詐害行為取消権の性質
 - 詐害行為取消権の要件
 - 詐害行為取消権の効果
- 多数当事者の債権・債務関係
 - 可分・不可分債権・債務
 - 連帯債務
 - 連帯債務の本質, 相互保証理論
 - 連帯債務者の一人に生じた事由の効力, 不真正連帯債務
 - 求償の要件
 - 保証
 - 保証の性質
 - 保証人の保護
 - 通常保証・連帯保証人の保護
 - 根保証の保証人の保護

債権総論の内容



3. 金銭債権・債務

通貨の正体に迫る



金銭債権の特色

特定物債権，種類債権との比較→[Q3](#)

■ 特定物債権

- 引渡しまでの間，善管注意義務を負う。その上で不能となれば免責される。

■ 種類債権

- 善管注意義務違反を負わないが，それは，より厳しい調達義務を負うから。種類債権は，原則として不能とならない

■ 金銭債務（債権）

- 金銭債務（債権）の場合には，債務者にもっとも厳しい責任が課せられている。
- 金銭債務の場合，損害賠償額は，法定利率（民事の場合は年5%，商事の場合は年6%（商法514条））によって定まるため（民法419条1項），債権者は，損害額の証明をする必要がない（民法419条2項）。
- さらに，債務者は，不可抗力をもって抗弁とすることができない（民法419条3項）。

金銭債権

■ 第402条(金銭債権1)

- ①債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種の**通貨**で弁済をすることができる。ただし、特定の種類の通貨の給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- ②債権の目的物である特定の種類の通貨が弁済期に**強制通用の効力**を失っているときは、債務者は、他の通貨で弁済をしなければならない。
- ③前2項の規定は、**外国の通貨**の給付を債権の目的とした場合について準用する。

■ 第403条〔金銭債権2〕

- **外国の通貨**で債権額を指定したときは、債務者は、履行地におけるカワセ相場により、**日本の通貨**で弁済をすることができる。

日本銀行券と貨幣との違い

強制通用力の違いはなぜ？ ← [歴史](#), [日銀の貸借対照表](#)

■ 通貨と貨幣との違い

■ 日本銀行法 第46条(日本銀行券の発行)

■①日本銀行は、**銀行券**を発行する。

■②前項の規定により日本銀行が発行する銀行券(以下「日本銀行券」という。)は、**法貨**として**無制限に通用**する。

■ 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第7条(法貨としての通用限度)

■**貨幣**は、額面価格の**20倍まで**を限り、**法貨**として通用する。

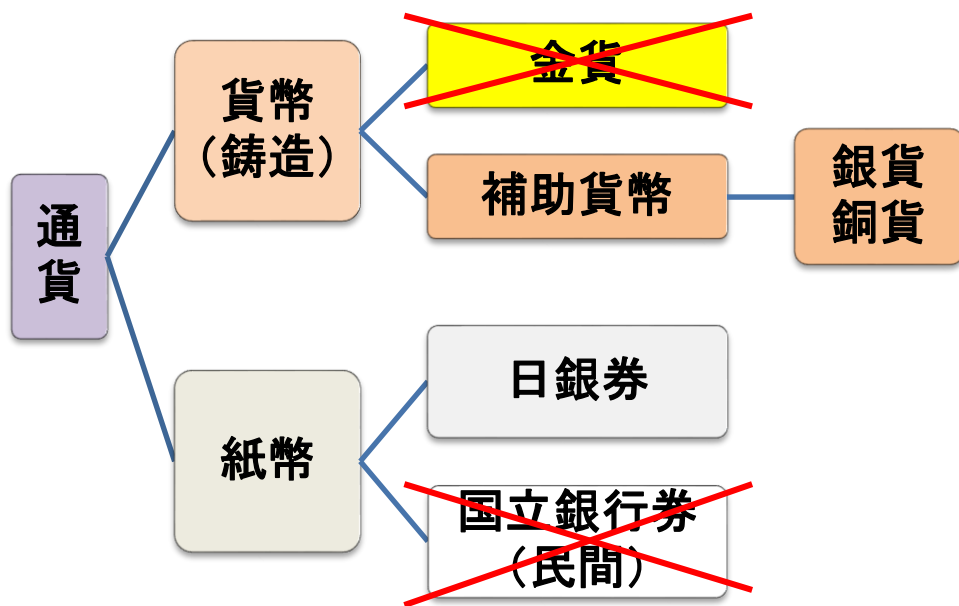
■ 強制通用力を有しない貨幣とは、何か？

■ 1万円を100円玉100箇で払おうとするとどうなるのか？

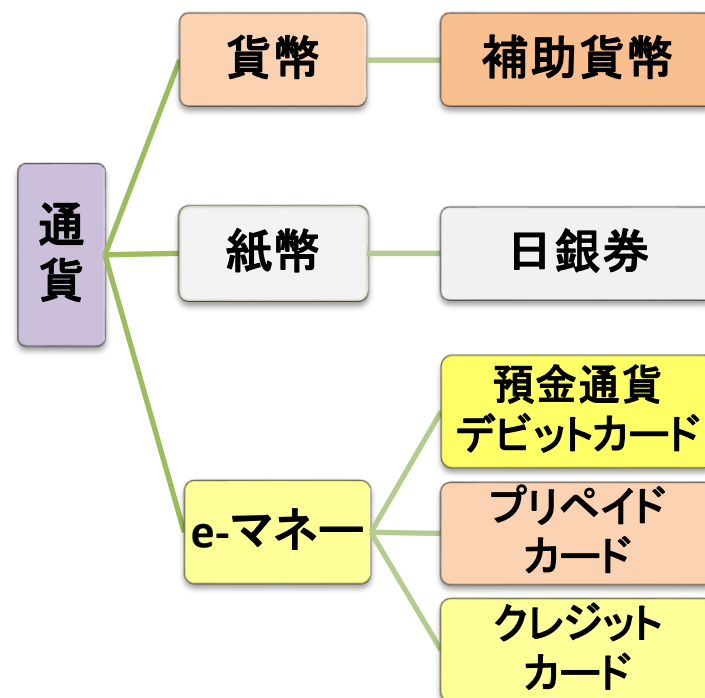
通貨（貨幣と紙幣）の歴史

貨幣の衰退，復権はあるか？ ← 強制通用，[Q3](#)

■ 金本位制の時代



■ 現代



古市 峰子「現金,金銭に関する法的一考察」
金融研究 14巻4号(1995/12) 101-152頁

日銀の貸借対照表

<http://www.boj.or.jp/about/account/zai1311a.htm/>

資産(兆円)		注	負債・資本(兆円)		注
国債保有	98	銀行への 資金注入	発行銀行券	?	マネタリー ・ベース 118兆円
貸付債権	35		当座預金	37	
外貨	5		売り現先	20	
社債等	5		その他負債	1	
その他の資産	3		準備金引当金	6	
			資本金	0.001	
合計	146	通貨発行で 得た資産	合計	146	マネー 供給総額

日銀の貸借対照表

<http://www.boj.or.jp/about/account/zai1311a.htm/>

資産(兆円)		注	負債・資本(兆円)		注
国債保有	98	銀行への 資金注入	発行銀行券	81	マネタリー ベース 118兆円
貸付債権	35		当座預金	37	
外貨	5		売り現先	20	
社債等	5		その他負債	1	
その他の資産	3		準備金引当金	6	
			資本金	0.001	
合計	146	通貨発行で 得た資産	合計	146	マネー 供給総額

預金債権残高 家計：800兆円，企業：200兆円

日銀の利益の国庫納付義務

講義後のリアクションペーパーに答える

■ リアクションペーパー

- 日銀の話で、バランスシートに「負債」と書かないと、政府に回収されてしまうというのがよくわかりませんでした。政治・経済にうとい私に説明お願いします。(A. S)

■ 日銀のHPによる解説

- 日本銀行が得た最終的な利益，すなわち，所要の経費や税金を支払った後の当期剰余金は，準備金や出資者への配当に充当されるものを除き，国民の財産として，国庫に納付されます（日本銀行法第53条）。これを国庫納付金といいます。

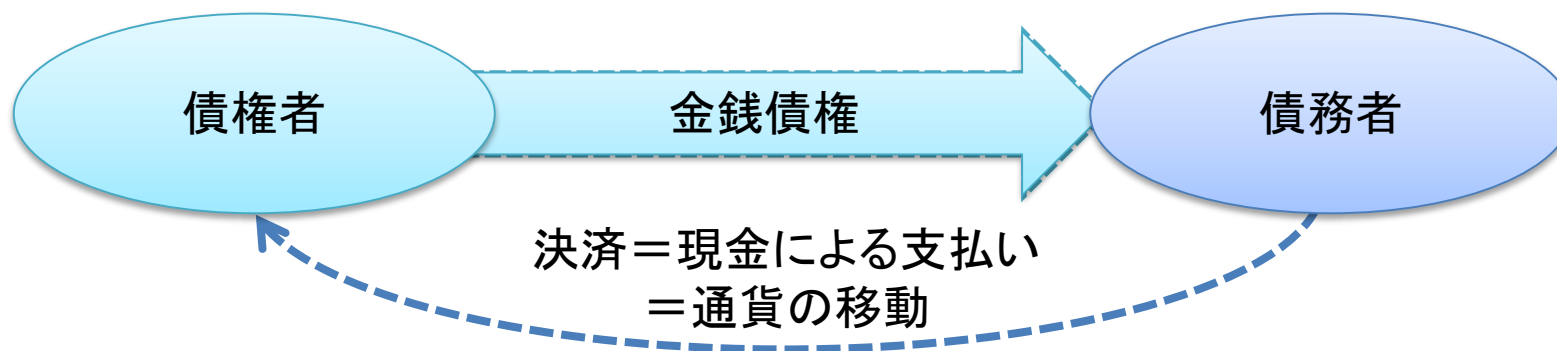
■ 日本銀行法

■ 第53条（剰余金の処分）

- ⑤日本銀行は，各事業年度の損益計算上の剰余金の額から，第1項又は第2項の規定により積み立てた金額及び前項の規定による配当の金額の合計額を控除した残額を，当該各事業年度終了後二月以内に，国庫に納付しなければならない。

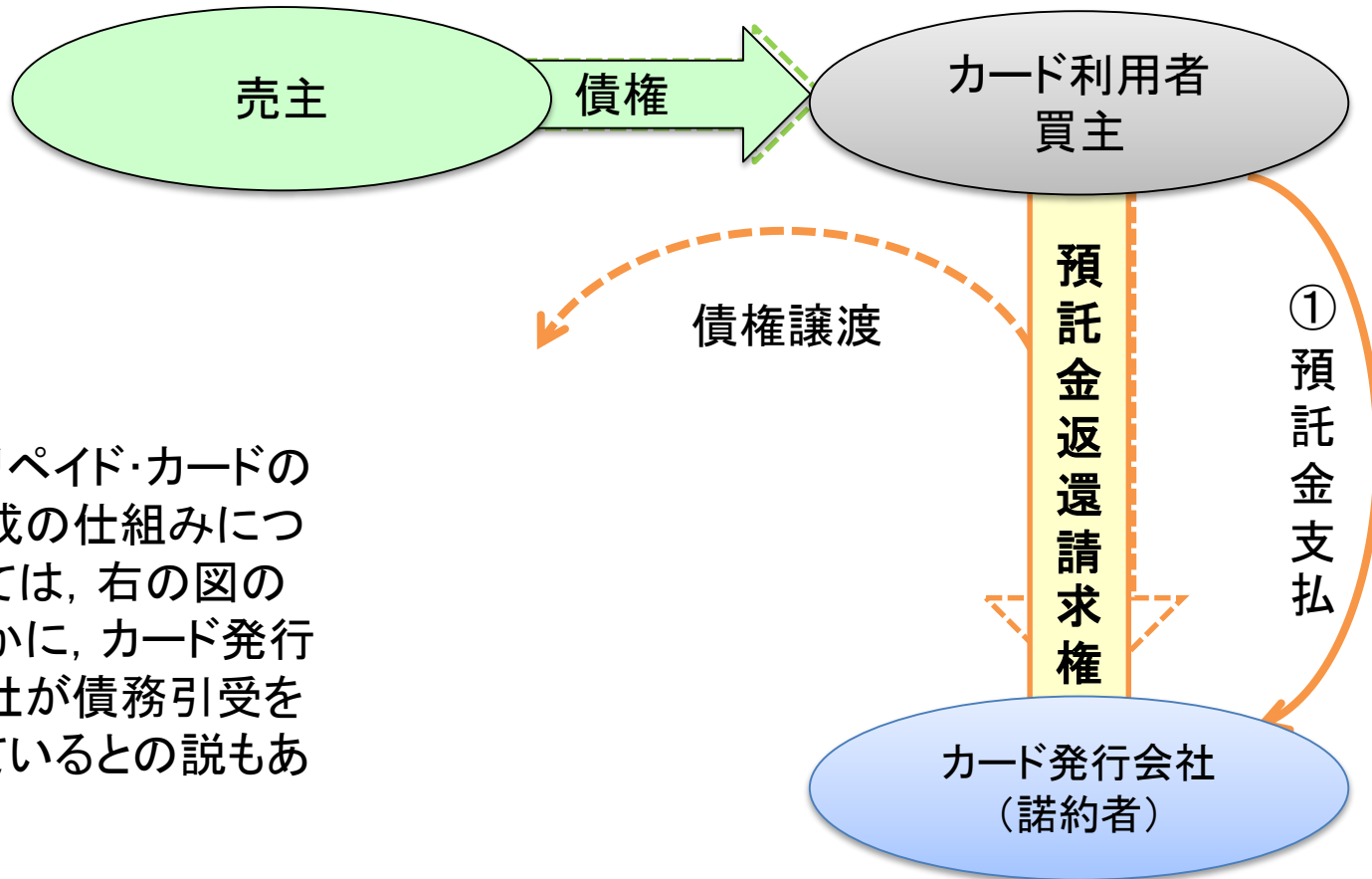
- 吉田繁治『マネーの正体』ビジネス社（2012年）

従来の決済手段としての現金支払い



- 貨幣とは有体物か？それとも、価値権か？
 - 金銭の所有権が、他の有体物とは異なり、借りても盗まれても、占有とともに移転するとされるのはなぜか？
 - 金銭が価値権だとすると、その価値は、何に由来するのか？
- 貨幣とは、日銀が保証した有価証券(小切手)か？
 - 貨幣の発行が、日銀の負債に記録されるのはなぜか？
 - 貨幣は、日銀が保証した銀行預金債権(預金通貨)への兌換券か？

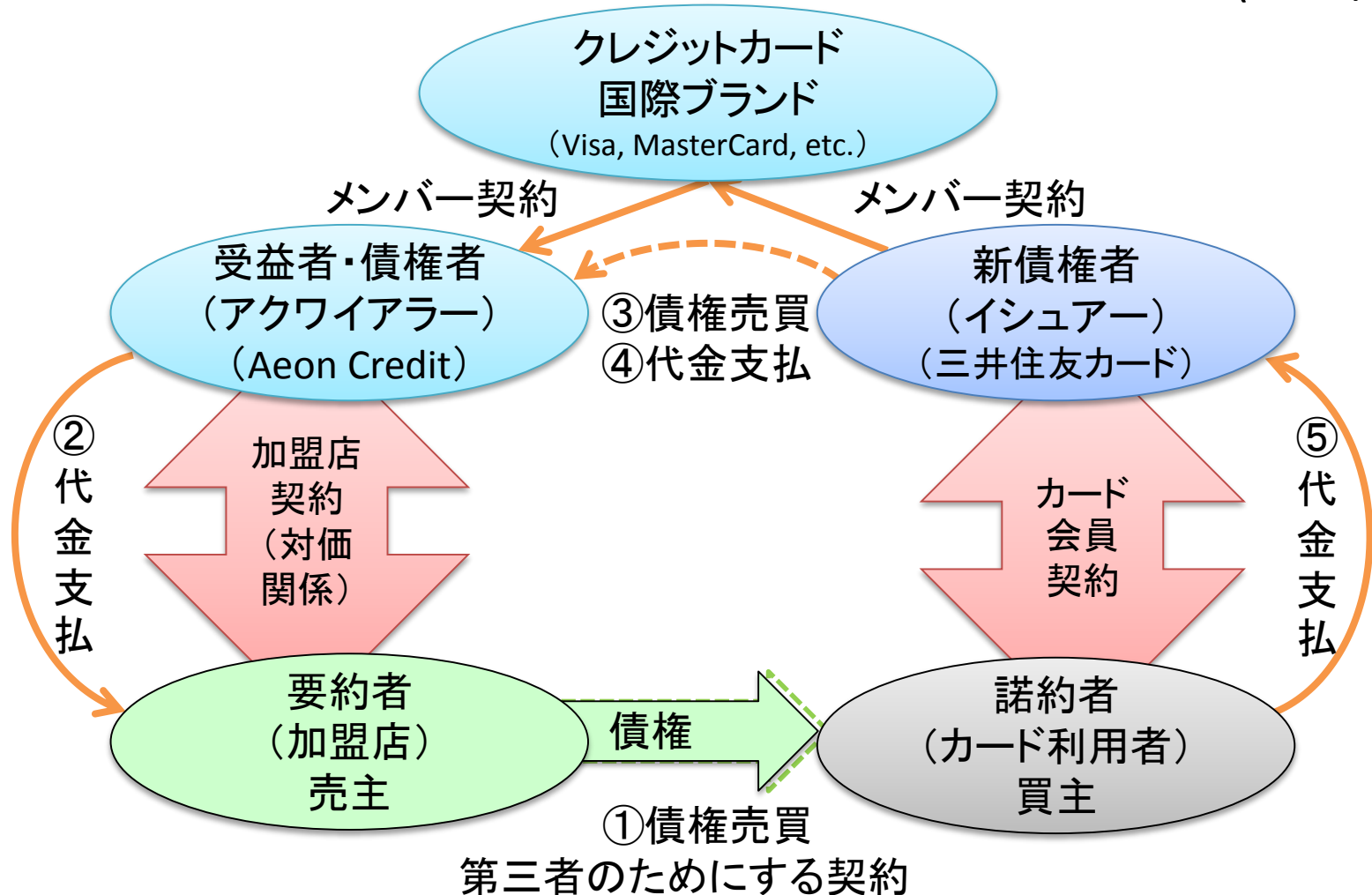
プリペイド・カード決済の仕組み→Q3



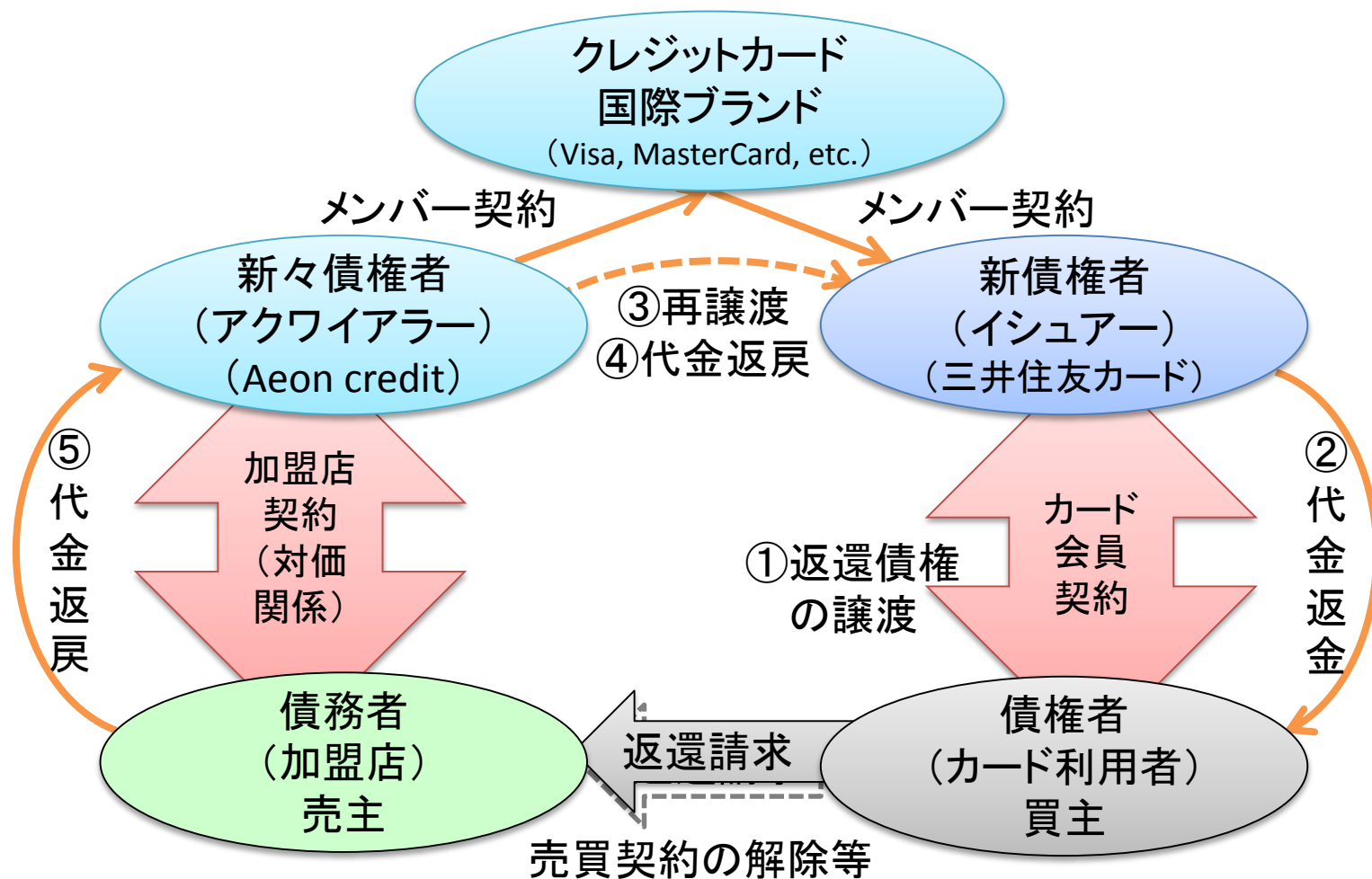
プリペイド・カードの結成の仕組みについては、右の図のほかに、カード発行会社が債務引受をしているとの説もある。

クレジットカード決済の仕組み

山本正行『カード決済業務のすべて』金融財政事情研究会(2012/05)



クレジットカードのチャージバックの仕組み



債権の時代

通貨も物(金属, 紙)から情報(金銭債権)へ

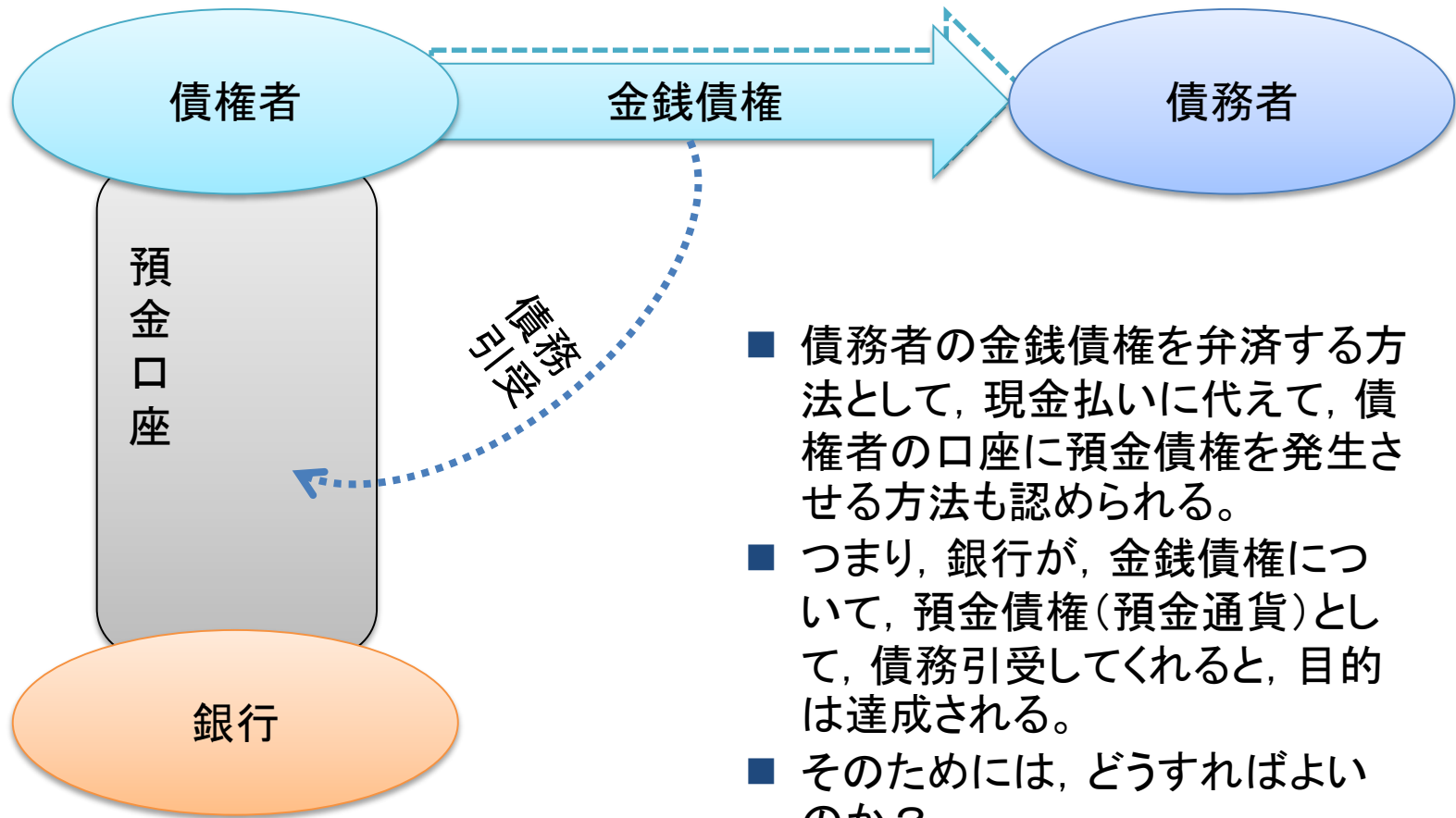
■ 物権から債権へ

- モノやサービスの価値は、物であるカネによって評価されてきた。
- 物の使用・収益・換価・処分に関する物権の全盛の時代であった。
- しかし、現代は、物権も、人と人との関係(物権的請求権, 優先弁済権など)に還元されるようになってきている。
- 現代は、物権(権利の帰属)を前提としつつも、人と人との関係である債権が中心を占める時代である。

■ 物から情報へ

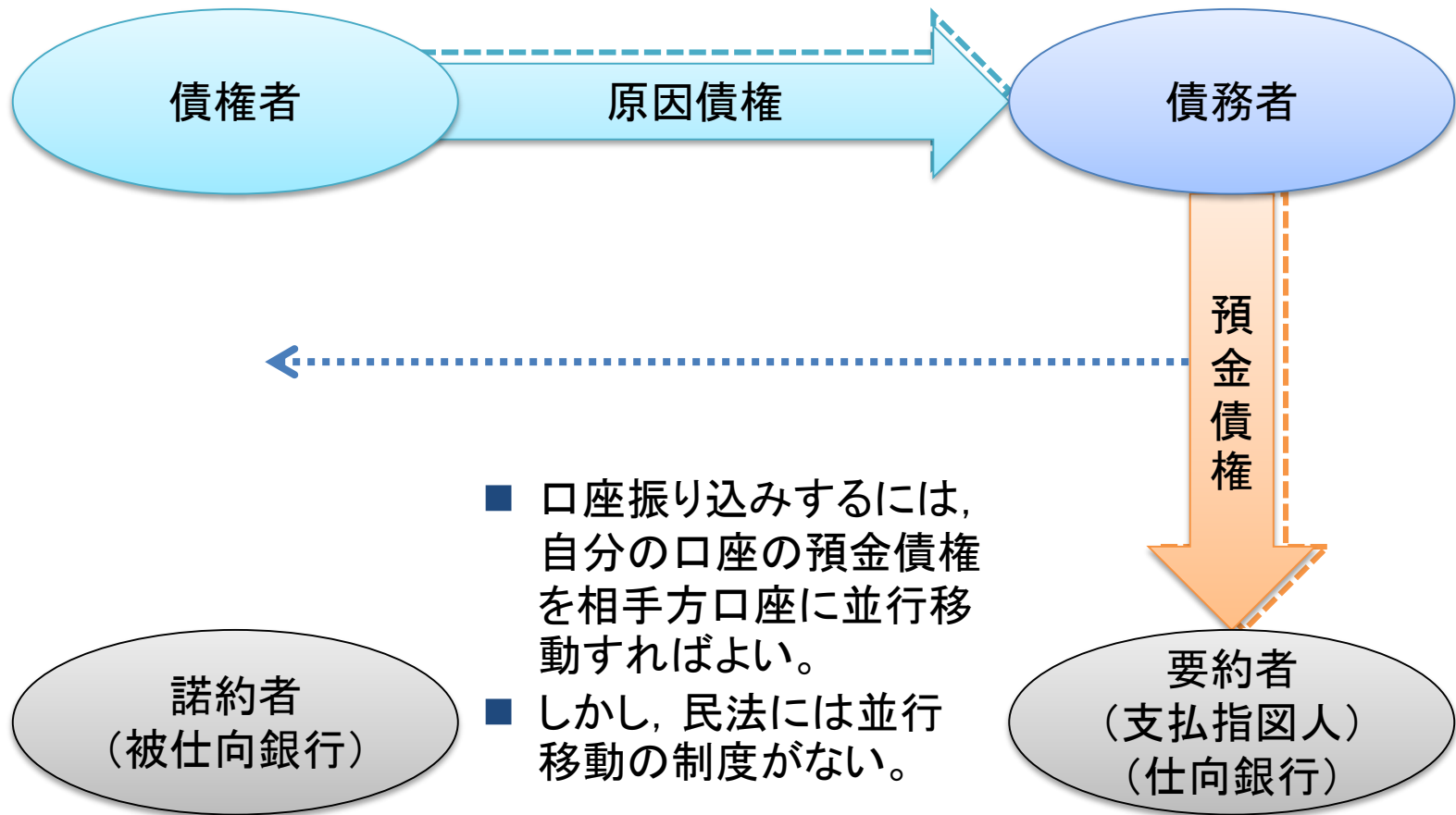
- 債権とは、方向と量と時間の要素で表現される情報(ベクトル)である。
- 最も信頼されている債権は、預金債権(家計:800兆円, 企業200兆円)であり、その実体は、銀行口座への入・出金記帳という情報に過ぎない。
- 情報であるから、電子的に安価かつ即時に送・受信することができる。
- 振込み(預金債権の移転)は、相殺という技術を使うことによって、危険を伴う現金・有価証券の輸送を最小限に抑えることができる。

預金通貨の実態 (1/3) → 並行移動, Q3

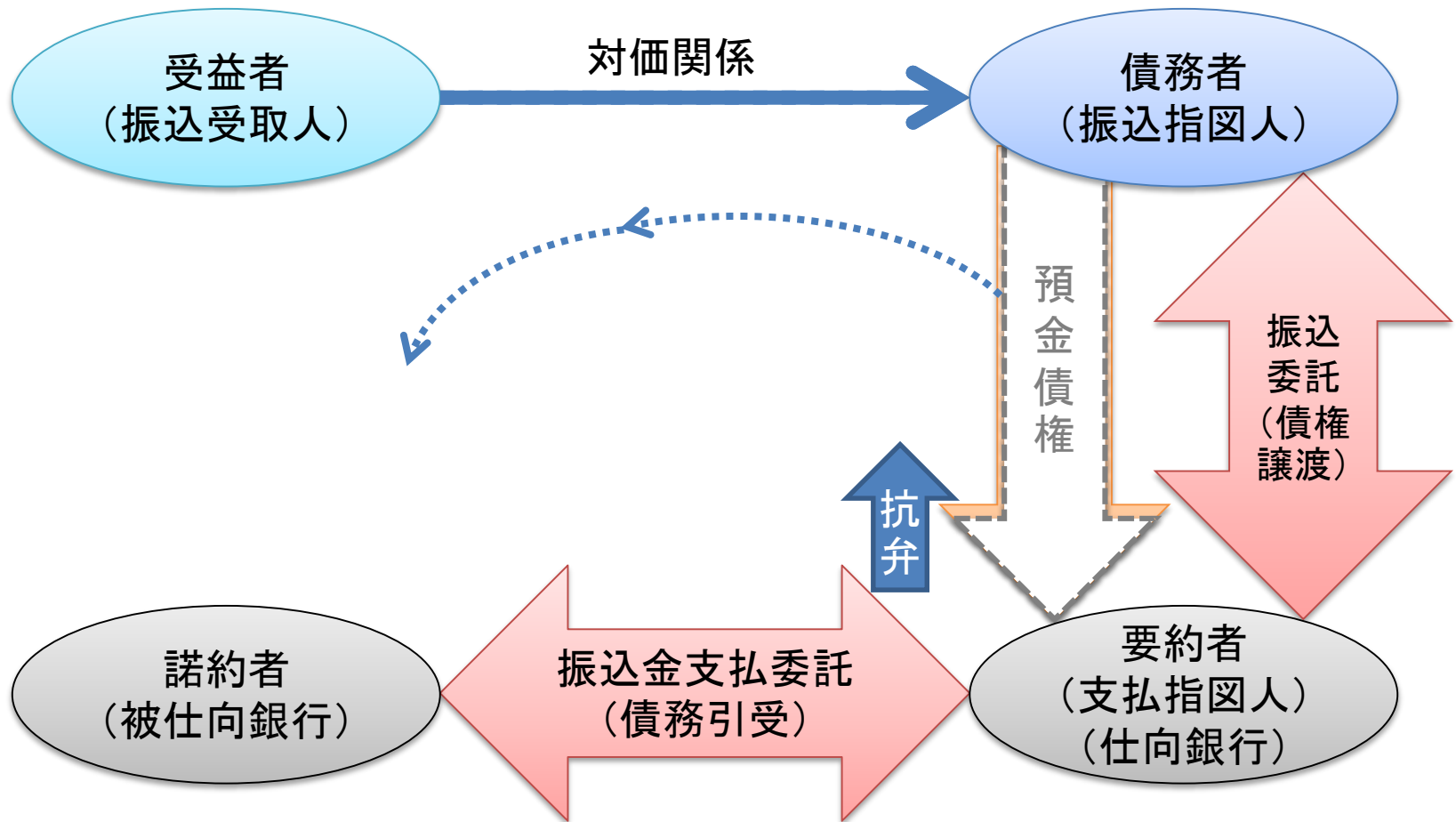


- 債務者の金銭債権を弁済する方法として、現金払いに代えて、債権者の口座に預金債権を発生させる方法も認められる。
- つまり、銀行が、金銭債権について、預金債権(預金通貨)として、債務引受してくれると、目的は達成される。
- そのためには、どうすればよいのか？

預金通貨の実態 (2/3) ← 原理, 振込み



預金通貨の実態(3/3) → 並行移動



振込みによる弁済の規定の新設

- 民法の一部を改正する法律案(2015年3月31日)
- **第477条**(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)
 - 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

利息債権

■ 第404条（法定利率）

- 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

■ 第405条（利息の元本への組入れ）

- 利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告をしても、債務者がその利息を支払わないときは、債権者は、これを元本に組み入れることができる。

利息制限法の制限金利

■ 制限利息

■ 第1条(利息の制限)

- 金銭を目的とする消費貸借における利息の契約は、その利息が次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める利率により計算した金額を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
 - 一 元本の額が10万円未満の場合 **年2割**
 - 二 元本の額が10万円以上100万円未満の場合 **年1割8分**
 - 三 元本の額が100万円以上の場合 **年1割5分**

■ 損害賠償額の予定

■ 第4条(賠償額の予定の制限)

- ① 金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定は、その賠償額の元本に対する割合が第一条に規定する率の**1.46倍**を超えるときは、その超過部分について、無効とする。
- ② 前項の規定の適用については、違約金は、賠償額の予定とみなす。

日歩と年利との関係

(利息制限法の上限金利15%~20%)

日歩(銭)	年利(%)	日歩	年利(%)	日歩	年利(%)
1	3.65	11	40.15	21	76.65
2	7.30	12	43.80	22	80.30
3	10.95	13	47.45	23	83.95
4	14.60	14	51.10	24	87.60
5	18.25	15	54.75	25	91.25
6	21.90	16	58.40	26	94.90
7	25.55	17	62.05	27	98.55
8	29.20	18	65.70	28	102.2
9	32.85	19	69.35	29	105.85
10	36.50	20	73.00	30	109.50

定期試験仮想問題(3/10) → [Q4](#)

- 金銭債権について，次の順序で答えなさい。
 1. 特定物債権，種類債権との対比で，[金銭債権の特色](#)を述べなさい。
 2. [貨幣と紙幣との関係](#)について，強制通用力の観点から，違いを述べなさい。
 3. 紙幣（約80兆円），[預金通貨](#)（預金債権：約1,000兆円），[電子マネー](#)（約2兆円）を対比して，通貨の課題と今後の展望を[アイラック\(IRAC\)](#)で論じなさい。

活用すべき文献

- 民法の入門書(DVD付)
 - 加賀山茂『民法入門・担保法革命』信山社(2013)
- 民法(財産法)全体を理解する上での助っ人
 - 我妻栄=有泉亨『コンメンタル民法』[第3版]日本評論社(2013)
 - 金子=新堂=平井編『法律学小辞典』有斐閣(2008)
- 契約法全体についての概説書
 - 加賀山茂『契約法講義』日本評論社(2009)
- マネーの正体に迫る優れた単行本
 - 吉田繁治『マネーの正体』ビジネス社(2012)
 - 山本正行『カード決済業務のすべて』金融財政事情研究会(2012/05)
- 債務不履行に関する文献
 - 平井宜雄『損害賠償法の理論』東京大学出版会(1971)
 - 浜上則雄「損害賠償における「保証理論」と「部分的因果関係の理論」(1)(2・完)民商66巻4号(1972)3-33頁, 66巻5号35-65頁
- 債権者代位権・直接訴権, 詐害行為取消権, 連帯債務, 保証の文献
 - 加賀山茂『債権担保法講義』日本評論社(2011)